

議第7号議案

東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者

東大和市議会議員	佐	竹	康	彦
〃	中	村	庄	一郎
〃	尾	崎	利	一
〃	大	后	治	雄
〃	床	鍋	義	博
〃	関	田	正	民
〃	実	川	圭	子

東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員政治倫理条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「税（所得税及び事業税の前年分、市都民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分）」を「市税等」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。